

平成27年（行ウ）第1号 生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件  
平成28年（行ウ）第1号 生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件  
原告 原告番号1番 外4名  
被告 国外1名

## 意見陳述要旨

2023年（令和5年）8月14日

富山地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人  
弁護士 西山 貞 義

- 1 約9年にも及んだこの裁判が、本日、結審します。  
裁判官、もうお分かりでしょう。  
どちらの主張が、理に適った主張なのか。  
ここは、司法権を司る法廷です。多数派の人々、権力を持った人々、声の大きい人々が支配する政治の場ではありません。  
法と良心と理性に従って、判断をする場です。  
法と良心と理性に従って判断すれば、結論は一つです。  
私は、この国の司法をまだ信じています。  
司法権を行使できるのは、裁判官しかいません。  
私は、裁判官の「法と良心と理性」を信じるしかないのです。  
私にできることは、ただ、裁判官の「法と良心と理性」に訴えかけることだけです。
- 2 この裁判で問われているのは、この国の司法の存在意義そのものです。  
内閣法制局ですら、司法の本質・役割につき、こう述べています。  
「司法は、政治部門が多数決原理により国民の意思を国政に反映させようとするのとは異なり、個別事件における法適用を通じて、少数者の権利保護を含む法の支配・法による正義を実現することに本質的役割がある」  
私たちも、プロフェッションとして、そう教育を受け続けてきたはずです。  
自民党は、生活扶助水準の10%カットを公約にかかげ、選挙に大勝しました。そして、その直後に、最大10%、平均6.5%という前代未聞の率での大幅引下げが突然、断行されました。その主要な根拠は、統計等の客観的数値との合理的関連性、専門的知見との整合性など全く認められない「デフレ調整」です。基準部会にも一切諮らず、基準部会委員の意見も黙殺して断行されました。結論ありきで、とってつけたような本当に形だけの屁理屈をつけて、実際は、多数決原理によって引き下げられたことは明らかです。  
全国初の名古屋地裁判決も、自民党の政策が影響を与えた可能性が否定でき

ないとしています。その上で、あろうことか、厚生労働大臣は、「自民党の政策を考慮できる」と明言しました。

本当に多数派の政策によって健康で文化的な最低限度の生活が決められて良いのでしょうか。多数派であれば、少数者の「健康で文化的な最低限度の生活」を奪えるのでしょうか。人権として「健康で文化的な最低限度の生活」を保障し、多数派が少数者の生存を奪うことができないようにした憲法は、いったいどこにいったのでしょうか。

そもそも、憲法25条の理念に基づき大臣に基準設定権限を与えている生活保護法8条2項は、そんなことを考慮して基準を設定することを認めていません。我々法曹にとって最も重要な条文にはそんなことは一切書かれていません。

現行生活保護法の案文作成の実務担当責任者で、生活保護法の原理・原則を定めた小山進次郎も、その著書「生活保護法の解釈と運用」の中で、生活保護法8条に関し、こう述べています【甲5・168頁】。

「基準は、あくまでも合理的な基礎資料によって算定」されなければならない、「政治的色彩の混入することは厳に避けられるべき」。「基準の決定の基礎資料は専門的な審議会の最低生活水準に関する調査研究」に基づくべきで、「社会事業審議会に専門的な部会を設けて基準の決定に当たってはその意見を生かすこと」

本件引下げは、これらの原理・原則を全て踏みにじっています。

本件引下げを司法が容認すれば、政治部門への統制が効かなくなることを意味します。そして、政治部門は、屁理屈さえつければ、誰からも統制されず、多数派の意見を背景に、自由に生活扶助基準を大幅に下げることができるようになります。そんな弱者切り捨て、弱肉強食社会、現行憲法が許すはずがありません。

この裁判で、「少数者の権利保護を含む法の支配・法による正義」が実現されないとするなら、いったい、司法は何のために、誰のために存在しているのでしょうか。どのような状態になれば、「法の支配・法による正義」が実現されることになるのでしょうか。

この裁判で問われているのは、この国の司法の存在意義、そのものです。

そして、司法の一員として、この裁判で必死に裁判官に訴えかける私自身の存在意義も問われています。

この裁判が負けてしまうなら、この国の司法はその本質的役割において存在しないに等しい。

そして、私自身も、なんのために、誰のために弁護士をしているのか、その本質的な存在意義を見失うことになるでしょう。その意味で、この裁判は、私自身の存在意義、法曹人生そのものをかけた闘いでもあります。法曹人生のなかで、こんな裁判は二度と現れないでしょう。

### 3 少しだけ、私自身の人生の話をします。

私は、分子生物学者になるのが夢でした。もともと理科系で、大学は自然科学を学術的に追究する理学部に進学しました。分子生物学者になることを夢見て一生懸命勉強していました。ですが、大学4年のころ、父親が経営する会社が倒産しました。自分で貯めていた学費も事業資金に使うことになり、生活費も稼がなければならなくなり、大学院に進学して分子生物学者になる夢が潰えました。両親は離婚し、私は母についていきました。破産等を担当してくれた弁護士が本当に親身になって私たちを助けてくれました。私は、自分の夢は潰えたけれども、弁護士になって社会的に弱い立場の人々を守る仕事をする、そう決意しました。

司法試験受験中は、日雇い派遣、自動車工場の期間従業員などで生活費を稼ぎながら、必死で勉強しました。余分な預貯金など全くなり、今後の人生もまさに「一寸先は闇」の状態。とにかく、明日生きていくのが精一杯で、身も心も、そして、経済も、まさに「最低限度の生活」でした。

運良く弁護士になれた私は、そんな「最低限度の生活」を続けてきた経験から、ホームレスの方も含め、生活保護の利用支援等をこれまで100人近く行ってきました。そして、多くの生活保護利用者の生活を間近で見えてきました。「最低限度の生活」の保障は、人の生き死にに直結するまさに「生存」をかけた権利保障だということもいくつか経験しました。一度は私の力不足で、本当に不幸な結果になってしまいました。私自身の「最低限度の生活」の経験からも、人の生き死にに直結すると実感しています。

そんな私自身の経験から、「最低限度の生活」をしている人々から生活費を10%近くもカットすることがどれだけ重たいものなのかよく分かっています。月7万円のギリギリの生活費からさらに数千円を削ることがどれだけ大変か。経済的な余裕がなく、それだけでなく、心や体も追いつめられた状態で、さらにそこから生活費が10%近くもカットされるのは、もはや「絶望」でしかありません。一般世帯から10%の生活費をカットするのとは意味が全く違います。

どうして、「最低限度の生活」をしている人々から、理由にもならない理由で、乾いた雑巾を絞るように金を搾り取るのか。

3年間で約670億円。国家財政からすれば微々たるものです。新型コロナ関係予算は、令和2年度、1年間だけで約77兆円でした。

原告番号3番のご自宅を撮影した動画【甲161】をご覧ください。あの動画に映っているのが、この国の、「健康で文化的な最低限度の生活」です。

「健康で文化的」だと感じましたか？

この生活ができれば、『世界第3位のGDPを誇る、この日本国の、「最低限

度の生活」として十分だろう、国民は何があっても安心して生活ができる状態だ』と感じましたか？

私は、全くそうは感じません。

事故、傷病、精神疾患、介護、倒産、失業、離婚、老齢、障害。

誰の人生にも起こりえます。私も大学4年のころのように、それらが発生して、生活保護を利用する状態になるかもしれません。実際、良い大学を出て、大企業などに勤めていた人でも、様々な事情で、生活保護を利用することになった人をたくさん知っています。「この最低限度の生活が保障されていれば何があっても安心だ。」などとは私は全く思えません。思えますか？

国家の総力をあげて、どんなことがあっても、すべて国民の「健康で文化的な最低限度の生活」を守る。保障する。それこそが現行憲法下での正しい国家のあり方ではないでしょうか。

名判決として今でも語り継がれている朝日訴訟・一審判決も、こう述べています。

「最低限度の水準は決して予算の有無によつて決定されるものではなく、むしろこれを指導支配すべきものである。」

まさにそのとおりです。そして、これまでも再三主張してきたとおり、判例を精緻に分析すれば、最高裁も、最低限度の生活の水準を決定する場合は、財政を考慮することを認めていません。

「財政が悪化している」から「最低限度の水準」を下げるなどというのは、すべて国民の「生存」を保障すべき国家が果たすべき義務を放棄していることにほかなりません。

財政をしっかりとやりくりして、すべて国民の「最低限度の水準」を守る。これこそが、現行憲法によって国家に課せられた義務なのです。

多数派を背景にした政権与党の理不尽で合理的根拠が全くない、「国民感情」などというよく分からない感情に基づく政治的な公約に盲従し、財政効果を目論んで行われた本件引下げは、国家に課せられた義務を、踏みにじっています。

#### 4 裁判官、もうお分かりでしょう。

私は、この国の司法をまだ信じています。敗訴判決なら、私は、この国の司法に絶望するでしょう。ですが、私は、決してあきらめません。決して負けません。最後の最後まで、弁護士である私の存在意義と法曹人生の全てをかけて、闘い続けます。

私は、裁判官の「法と良心と理性」を信じています。

信じるしか、ないのです。

以 上